

三重県道路公社業務方法書

第1章総 則

(業務の執行)

第1条 三重県道路公社（以下「公社」という。）の業務は、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「措置法」という。）駐車場法（昭和32年法律第106号）その他公社の業務の執行に関する法律及びこれらの法律に基づく命令によるほか、この業務方法書に定めるところによる。

(業務運営の基本方針)

第2条 公社は、業務を執行するに当たっては、業務の公共性を勘案しつつ、総合的かつ効率的な運営を図り、経営の合理化に努めるものとする。

(用語の定義)

第3条 この業務方法書においても、「道路」とは、第15条第1項及び第16条第1項において用いる場合を除き、措置法の規程により公社がその通行又は利用について料金を徴収することができる道路をいう。

2 この業務方法書において「自動車駐車場」とは、公社がその利用について料金を徴収することができる自動車駐車場をいう。

第2章道路の管理

(道路の新設又は改築)

第4条 公社は、措置法第7条の12第1項の規定に基づき定款に定める道路の整備に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に従って、道路を新設し、又は改築して料金を徴収するものとする。

2 前項の規定による新設又は改築は、交通需要等からみてその整備の緊急度の高い道路から順次行うものとし、その工事施行は、工事完了後における道路の効用、工事の施行能率等を考慮して、適切な区間から順次行うものとする。

3 公社が新設し、又は改築する道路は、基本計画に定めるところによるほか、道路法（昭和27年法律第180号）第29条及び第30条の規定並びにこれらの規定に基づく命令により、現在及び将来において円滑かつ安全な道路の交通を確保できる構造を有するものとする。

(一部区域の供用の開始)

第5条 公社は、道路の一部の区域の工事完了後において、当該区域について供用を開始することにより円滑な道路の交通を図ることができる場合においては、すみやかにその供用の開始が図られるように努めるものとする。

(道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理)

第6条 公社は道路を常に良好な状態に維持し、円滑かつ安全な交通を確保することができるよう管理するものとする。

2 公社は、道路が破損し、若しくは破損のおそれがある場合、又は災害によって必要の生じた場合は、すみやかに修繕又は災害復旧を行い、円滑かつ安全な交通を確保するた

めに必要な措置を講ずるものとする。

(料金の額及び料金の徴収期間)

第7条 公社が措置法第7条の12第1項の規程によって徴収する料金の額は、通行、利用の距離又は時間の短縮、路面の改良、屈曲または勾配の減少等に伴い車軸の運転費、運送費等について通常節約することができる額の範囲内で、採算性の維持に最も適切なものとする。

2 前項の料金の徴収期間は、原則として30年以内で、当該道路の新設又は改築のための建設費等道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第2条第1項の規程により費用の合算額を料金の収入により償うことができる期間とする。

(料金の徴収方法)

第8条 公社が道路について行う料金の徴収は、通行し、又は利用する者の利便性を考慮し、かつ能率的で確実な方法によるものとする。

2 公社は、徴収すべき料金を納付しない者がある場合には、措置法第25条において準用する道路法第25条の規定により徴収するものとする。

第3章 自動車駐車場等

(自動車駐車場の建設)

第9条 公社は、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するため、採算性を考慮のうえ、自動車駐車場を建設し、料金を徴収するものとする。

2 前項の自動車駐車場は予想される自動車台数に応じた容量を有し、かつ、利用する自動車が円滑かつ安全に出入し、及び駐車することができる構造を有するものとする。

(自動車駐車場の管理)

第10条 自動車駐車場は、公正に、一般の利用に供するものとする。

2 公社は、自動車駐車場を常に良好な状態に保つよう維持し、修繕するものとする。

3 公社は、前2項の規定によるほか、利用する者の利便を考慮して自動車駐車場の適正な管理を行なうものとする。

(自動車駐車場の料金の額)

第11条 公社が自動車駐車場の利用について徴収する料金の額は、利用者の便益、採算性、借入資金の償還等を考慮のうえ、適正なものとする。

(自動車駐車場の料金の徴収方法)

第12条 自動車駐車場の料金の徴収方法については第8条第1項の規定を準用する。

(休憩所の建設及び管理費)

第13条 公社は、道路の円滑な交通を確保するため、休憩所、その他地方道路公社施行令（昭和45年政令第202号。（以下「施行令」という。）第4条に規定するものの建設及び管理を行うものとする。

2 前項の施設管理は、地方道路公社法施行規則（昭和45年建設省令第21号。（以下「施行規則」という。）第1条、第2条、第4条及び第5条で定める基準に従い、利用者の利便を考慮して適正に行うものとする。

第4章 業務委託又は受託等

(業務の委託)

第14条 公社は、調査、測量、設計、試験、研究、工事の施行、土地その他の不動産若しくは権利の取得及び借受並びにこれらに伴う補償、払込料金の受領、自動車駐車場、休憩所その他の私設の管理及びこれらの業務に附帯する業務並びに債権の発行に関する業務を自ら行うことが困難であり、かつ、国、地方公共団体他の道路公社その他これらの業務を行うことについて適当な能力を有する者に委託することが適当であると認められるときは、これらの業務をそれらのものに委託するものとする。

2 公社は、前項の規定による業務の委託をするときは、委託契約の定めるところにより、その業務に要する費用を負担する。

(業務の受託)

第15条 公社は、第3条に規定する道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第3条に規定する道路をいう。以下次条において同じ。）の管理、又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業のうち施行令第3条で定めるときは、国、地方公共団体、中日本高速道路株式会社、若しくは他の道路公社（以下「国等」という）の委託に基づき、当該関連事業を行うことができるものとする。

2 公社は、前項の規定により関連事業の委託を受けたときは、受託契約の定めるところにより、これらの業務に要する費用を委託者に負担させるものとする。

(調査、測量の受託)

第16条 公社は、第4条第1項及び第2項、第6条、第8条から第10条まで、第12条、第13条、第15条並びに第17条の業務の遂行に支障のない範囲内で国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究（以下「調査等」という。）を行うものとする。

2 公社は、前項の規定により調査等の業務の委託を受けたときは、委託契約の定めるところによりその業務に要する費用を負担させるものとする。

(附帯業務)

第17条 公社は、道路を通行し、若しくは利用する者又は自動車駐車場を利用する者の利便に資するため、第4条第1項、第6条、第9条第1項、第10条、第13条又は第15条第1項に定める業務に附帯する業務を行うことができる。

2 前項の業務は、本来の業務の遂行に必要な範囲内で適正に運営するものとする。

(その他の業務)

第18条 公社は、特に必要があると認められるときは、三重県知事の認可を受けて次の業務を行うことができる。

(1) 道路で高架のものの新築又は改築と一体して建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設（以下「事務所等」という。）を建設し及び管理すること。

(2) 委託に基づき、道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公社は、前項第2号の規定により業務の委託を受けたときは、受託契約の定めるところにより、その業務に要する費用を委託者に負担させるものとする。

- 3 第1項の業務は、施行規則第3条から第5条までに定める基準によるほか、採算性を考慮のうえ、適正に運営するものとする。

第5章 雑 則

(業務の運営に関する細則)

第19条 会社の業務の運営に関して必要な事項は、定款及び業務方法書に定めるもののほか理事長の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、会社の設立の日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成17年12月1日から施行する。